

三朝町新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三朝町補助金等交付規則（平成17年三朝町規則第13号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、三朝町新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援交付金（以下「交付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本交付金は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、大きな影響を受けている町内事業者の事業継続を支援し、本町経済の安定及び地域活力の増進に寄与することを目的として交付する。

(交付対象者)

第3条 交付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に事務所又は事業所を有する事業者で、交付金を申請する日において現に1年以上継続して事業を営んでおり、かつ、今後1年以上事業を営む予定であること。ただし、町内に事業実態がないと町長が判断するものを除く。
- (2) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、令和2年3月から同年12月までの間のうち、申請を行う日の属する月の前月までの間で、売上が前年同月比で30%以上減少した月がある事業者であること。
- (3) 前号に定める前年同月の売上月額が10万円以上あること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付対象としない。

- (1) 町税の滞納がある者又は滞納解消に取り組んでいない者
- (2) 宗教上の組織又は団体の宗教活動に関連するもの
- (3) 政治団体
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び三朝町暴力団排除条例（平成24年三朝町条例第14号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (5) 前各号に定めるもののほか、交付金の目的に照らして適当でないと町長が判断するもの

(交付金の額等)

第4条 交付金の額は、別表の各号に掲げる表の左欄に定める区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

2 交付金の交付は、1交付対象者につき、1回限りとする。

(交付の申請及び実績報告)

第5条 交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和3年2月26日までに、三朝町新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援交付金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 第3条第1項第2号に規定する売上の減少を確認できる書類
- (2) その他町長が必要と認める書類

(交付決定及び交付額の確定)

第6条 町長は、交付金の交付を決定し、及び額を確定したときは、三朝町新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援交付金交付決定通知書兼交付額確定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(支払の請求)

第7条 交付金の額の確定を受けた者が交付金の支払を請求しようとするときは、前条に規定する通知書を受け取った日から起算して30日を経過する日までに、三朝町新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援交付金請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月22日から施行する。

別表(第4条関係)

(1) 三朝温泉旅館協同組合加入事業者

区分	交付金の額
客室46室以上	2,000,000円
客室11~45室	1,500,000円
客室10室以下	1,000,000円

(2) (1)以外の事業者

区分	交付金の額
従業員31人以上	500,000円
従業員11~30人	400,000円
従業員6~10人	300,000円
従業員2~5人	200,000円
従業員0~1人	100,000円

町内にある事務所又は事業所に勤務する従業員数で、個人事業所の家族従業員、法人事業所の代表者以外の役員を含めるものとする。

パート、アルバイトであっても雇用保険被保険者は従業員数に含めるものとする。